

能美市宅地嵩上げ浸水対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、浸水による被害を軽減し、安全で安心なまちづくりを推進するため、嵩上げ浸水対策事業を行う者に対し、予算の範囲内で能美市嵩上げ浸水対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 一戸建ての住宅又は併用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)その他市長が適当と認める用途に供する建築物をいう。
- (2) 宅地 住宅等の敷地となっている土地又は住宅等の敷地とする予定の土地をいう。
- (3) 嵩上げ浸水対策事業 住宅等の新築又は改築の際に、浸水による被害を軽減するために行う事業で、盛土等により宅地の地盤面の高さを上げることをいう。
- (4) 補助対象区域 能美市洪水ハザードマップの浸水深0.5メートル以上の区域又は、過去の浸水による被害を受け、浸水による被害を軽減するため嵩上げが必要な区域として、市長が認める区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、嵩上げ浸水対策事業を行う者(住宅等及び宅地の所有者以外の者である場合は、住宅等及び宅地の所有者に当該住宅等及び宅地の嵩上げ浸水対策事業に係る同意を得た者に限る。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 嵩上げ浸水対策事業が完了した後1年以内に当該宅地において住宅等の新築

又は改築に着工する者

イ 宅地に現に存する住宅等を所有し、又は借り受けている者で、嵩上げ浸水対策事業が完了した後も引き続き当該住宅等を所有し、又は借り受けるもの

ウ 住宅等が現に存する宅地を貸し付けている者で、嵩上げ浸水対策事業が完了した後も引き続き当該宅地を貸し付けるもの

(2) 補助金に係る宅地又は住宅等の販売を目的としない者

2 前項の規定にかかわらず次に掲げる場合には、補助金を交付しない。

(1) 過去に嵩上げ浸水対策事業の交付を受けた住宅等又は宅地に係る申請の場合

(2) 申請者又は住宅等若しくは宅地の所有者が、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に規定する市税等を滞納している場合

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる嵩上げ浸水対策事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象区域において行う宅地の嵩上げ(盛土のために必要となる擁壁の設置を含む。)で、当該宅地の地盤面が、その接する全ての道路から50センチメートル以上の高さとなり、かつ、既存の宅地の地盤面から50センチメートル以上となるものに限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額(擁壁等構造物の築造及び盛土等を含み、地盤改良に要する経費は含まない。)又は宅地のうち嵩上げを行う部分の面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか低い額(その額が200万円を超える場合は、200万円)に、2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(事業認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に事業の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、補助事業認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書(様式第2号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

4 市長は、前項の認定に対し、必要な条件を付することができる。

(事業認定の変更等)

第7条 前条第1項の認定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更認定申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りではない。

(事業認定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。

(2) 補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業認定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、第6条第3項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに補助金の交付の可否を決定し、適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第5号)により、適当でないとき

認めるときは所定の補助金交付決定できない旨の通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第16条の規定に該当することとなったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(5) 補助事業を廃止したとき。

(6) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を補助事業に係る工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を工事を行った者に対して支払っている場合は、代理受領できないものとする。

- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第10条第1項の規定による補助金額の確定後に、委任状(様式第7号)を添えて補助金請求書(代理受領)(様式第8号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(返還)

第14条 市長は、第11条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(報告、調査及び検査)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施されるときには、これに応じなければならない。

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和3年11月4日告示第171号)

この告示は、令和3年11月4日から施行する。

附 則(令和4年9月1日告示第150号)

この告示は、令和4年9月1日から施行する。